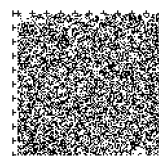
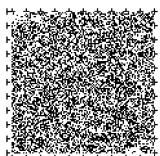


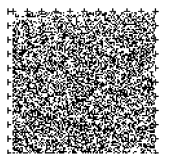
第5期久留米市障害福祉計画
第1期久留米市障害児福祉計画
【資料編】

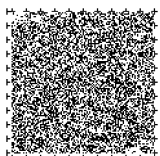




目 次

1. 人口	1
(1) 市内総人口の推移	1
(2) 将来人口について	2
(3) 地区別人口	2
2. 障害者の状況	3
(1) 3障害の状況	3
(2) 身体障害者の状況	4
(3) 知的障害者の状況	6
(4) 精神障害者の状況	7
(5) 発達障害の状況	9
(6) 難病患者の状況	10
3. 指定障害者福祉サービス事業所の状況	11
(1) 訪問系サービス事業所について	11
(2) 日中活動系サービス事業所について	12
(3) 居住系サービス事業所について	13
(4) 相談支援事業所について	13
(5) 障害児通所支援事業所について	14
(6) 児童相談支援事業所について	15
4. 第5期計画における見込み量一覧	16
(1) 障害福祉サービス・相談支援	16
(2) 障害児福祉サービス・障害児相談支援等	19
(3) 地域生活支援事業	20
5. 用語解説	22





1. 人口

(1) 市内総人口の推移

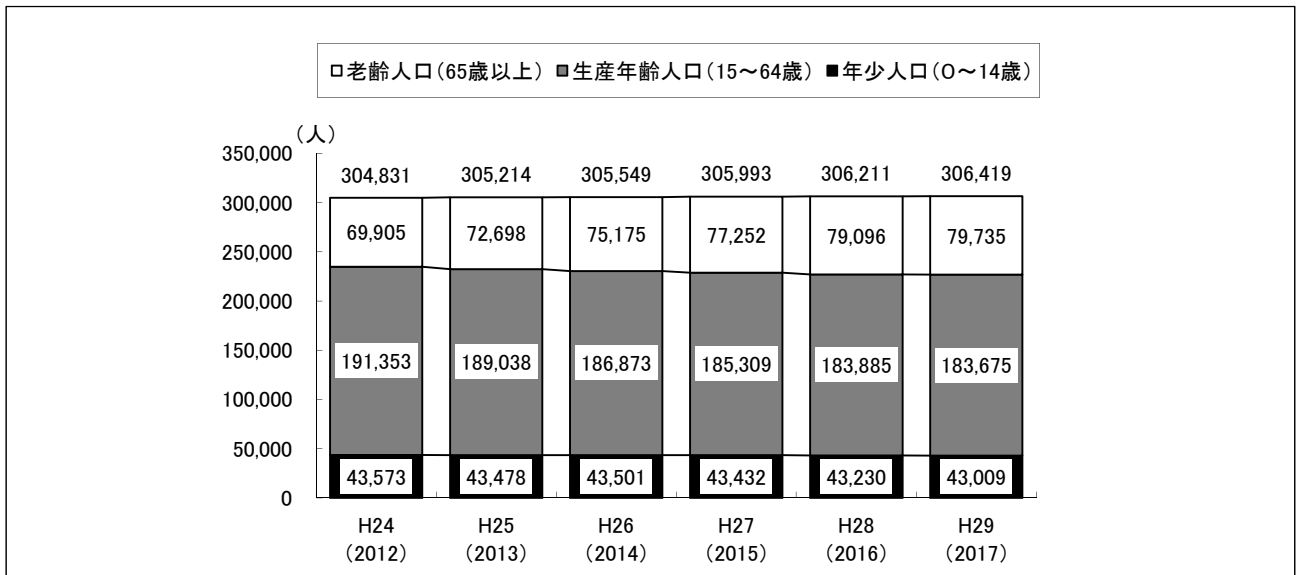
市内の総人口は、平成 24 年度(2012 年度)から一貫して増加しており、平成 29 年(2017 年) 10 月現在で 306,419 人となっています(住民基本台帳改正法により、平成 24 年度(2012 年度)分から外国人住民を含んだ数となっています。)

3 区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少する中で、高齢人口は増加しており、平成 29 年度(2017 年度)で高齢化率は 26.0%に達しています。

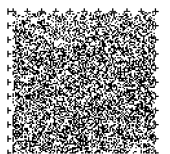
【市内総人口(3 区分別)】

(単位:人)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
年少人口(0~14歳)	43,573	43,478	43,501	43,432	43,230	43,009
生産年齢人口(15~64歳)	191,353	189,038	186,873	185,309	183,885	183,675
高齢人口(65歳以上)	69,905	72,698	75,175	77,252	79,096	79,735
合計	304,831	305,214	305,549	305,993	306,211	306,419



資料:住民基本台帳 平成 24 年度(2012 年度)~28 年度(2016 年度) 各年度末現在
平成 29 年度(2017 年度) 10 月 1 日現在



(2) 将来人口について

平成 27 年（2015 年）に策定された「久留米市人口ビジョン」によると、久留米市の総人口（国勢調査人口）は、長年人口増加傾向が続いてきましたが、平成 17 年（2005 年）の 30 万 6,434 人をピークに人口が減少しています。

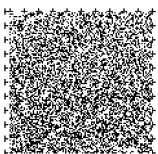
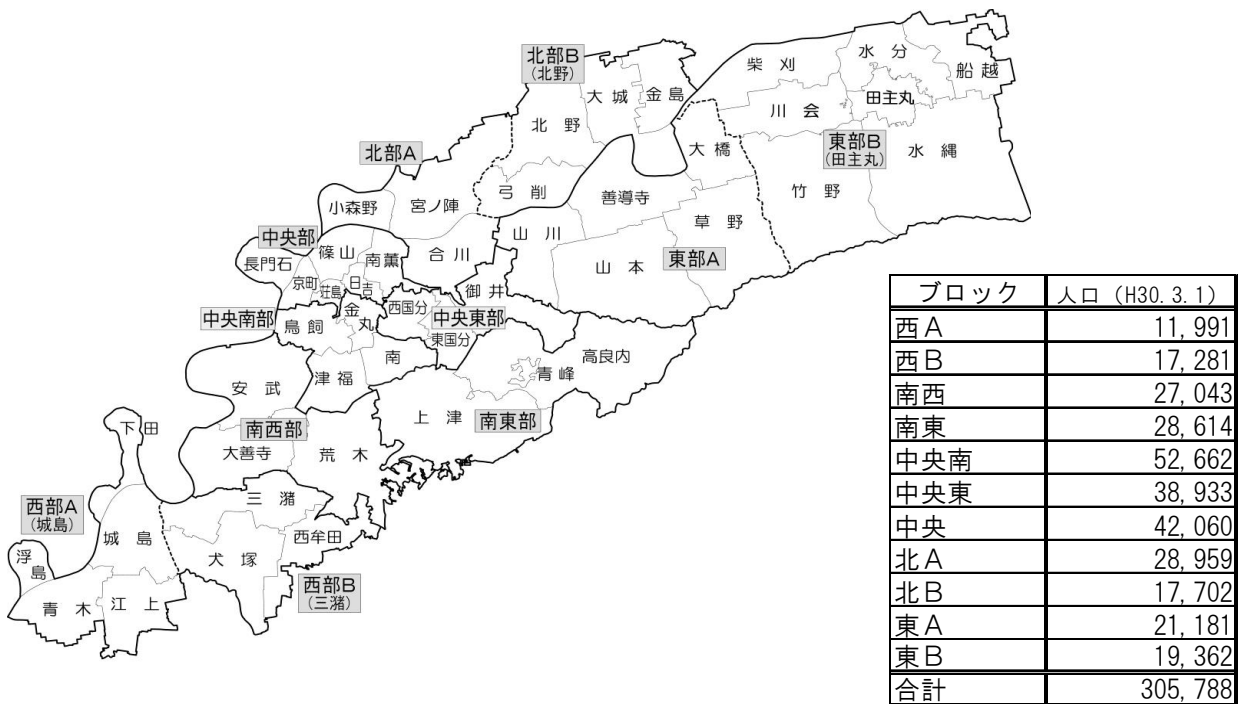
また、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 7 年（1995 年）をピークに減少する一方、老年人口（65 歳以上）は一貫して増加し、平成 12 年（2000 年）には老年人口が年少人口（0～14 歳）を上回るなど、少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が顕在化しています。

障害サービスの需要判断の基礎となる人口の推移については、こうした傾向を踏まえ、注意深く見守っていく必要があります。

(3) 地区別人口

平成 30 年（2018 年）3 月 1 日現在の本市の地区別人口は、以下のとおりとなっています。

障害福祉サービスの事業所、特に通所を伴う事業所は、利用者にとって居住地の近くにあることが望ましいと考えられます。整備にあたっては、地域間のバランスと需要の一因となる地区別の人口を考慮する必要があります。



2. 障害者の状況

(1) 3障害の状況

手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で、平成28年度（2016年度）末現在17,368人となっています（身体障害者手帳：12,472人、療育手帳：2,335人、精神障害者保健福祉手帳：2,561人）。

第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））からの推移をみると、全体で17人減っていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きく、いずれも1.2倍に増加しています。

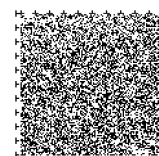
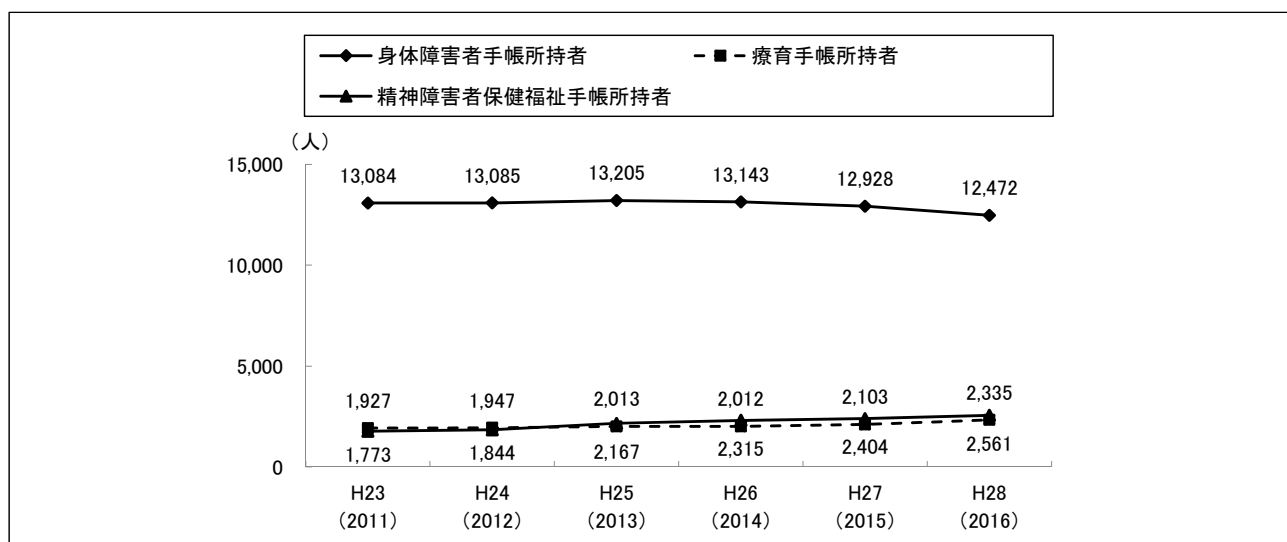
【障害者手帳所持者数の推移（3障害（全体））】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
身体障害者手帳所持者	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍
療育手帳所持者	1,927	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍
合計	16,784	16,876	17,385	17,470	17,435	17,368	-17	1.0倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）



(2) 身体障害者の状況

①等級別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成28年度(2016年度)末現在では1級が4,027人(全体の32.3%)と最も多く、次いで4級が2,935人(同23.5%)、2級が1,941人(同15.6%)となっています。また、1・2級の重度者があわせて5,968人(同47.9%)と半数弱を占めています。

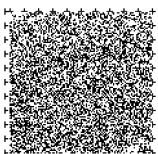
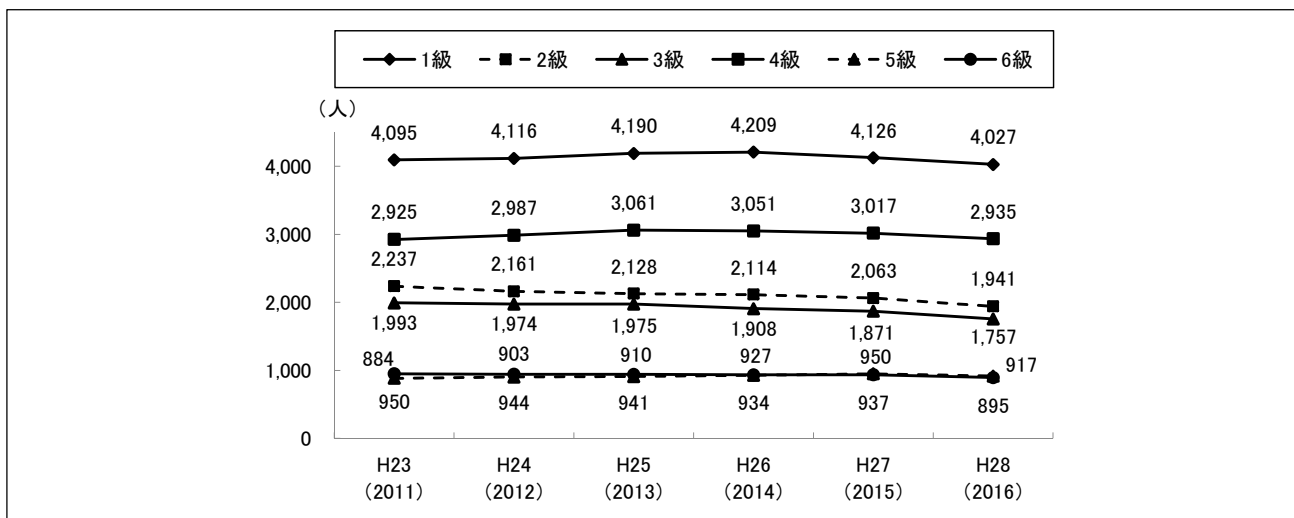
第2期計画策定時(平成25年度(2013年度))と比較すると、5級(1.3倍)を除く等級では、すべて手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)】

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	4,095	4,116	4,190	4,209	4,126	4,027	-163	1.0倍
2級	2,237	2,161	2,128	2,114	2,063	1,941	-187	0.9倍
3級	1,993	1,974	1,975	1,908	1,871	1,757	-218	0.9倍
4級	2,925	2,987	3,061	3,051	3,017	2,935	-126	1.0倍
5級	884	903	910	927	950	917	7	1.0倍
6級	950	944	941	934	937	895	-46	1.0倍
合 計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472	-733	0.9倍

資料: 障害者福祉課(各年度末現在)



②部位別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、平成28年度（2016年度）末現在で視覚障害者835人（全体の6.7%）、言語・聴覚障害が1,372人（同11.0%）、肢体不自由6,715人（同53.8%）、内部障害3,550人（同28.5%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。

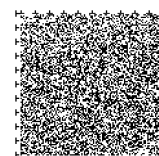
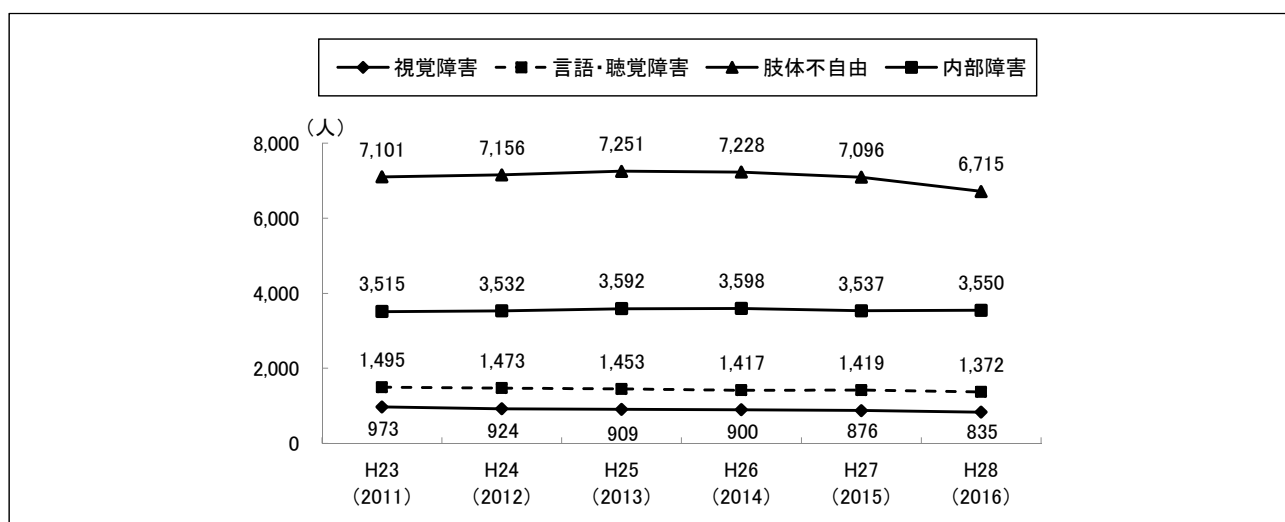
第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））と比較すると、すべての障害において手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（部位〔大分類〕別）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
視覚障害	973	924	909	900	876	835	-74	0.9倍
言語・聴覚障害	1,495	1,473	1,453	1,417	1,419	1,372	-81	0.9倍
肢体不自由	7,101	7,156	7,251	7,228	7,096	6,715	-536	0.9倍
内部障害	3,515	3,532	3,592	3,598	3,537	3,550	-42	1.0倍
合計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、平成28年度（2016年度）末現在ではAが1,214人（全体の52.0%）、Bが1,121人（同48.0%）となっています。

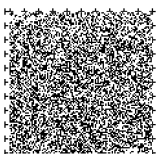
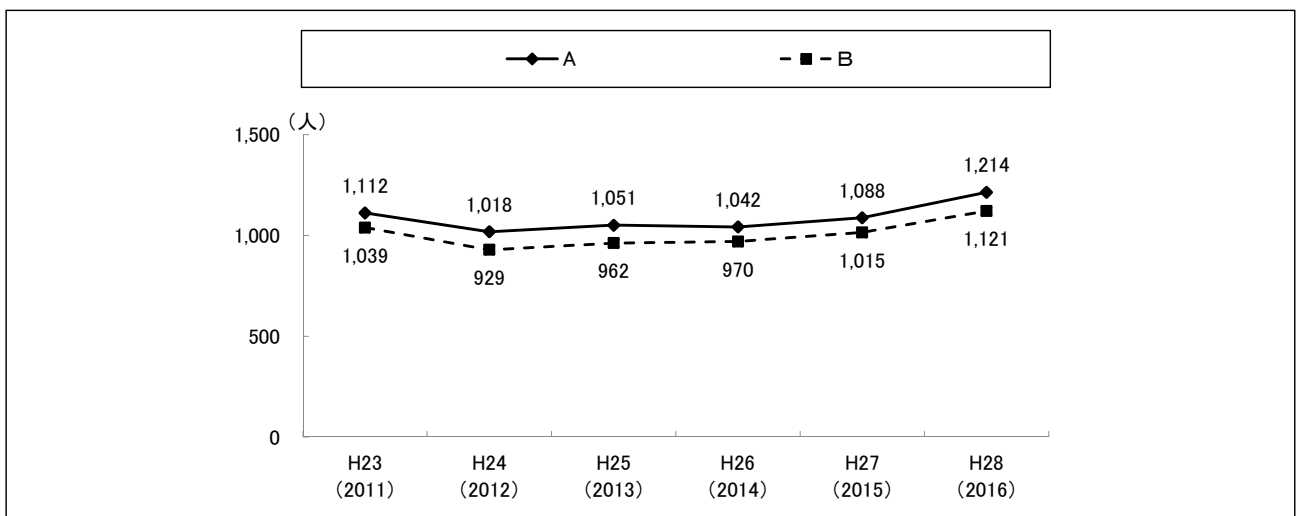
第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降の推移をみると、A、Bともに増加しており、いずれも平成25年度から1.2倍に増加しています。

【療育手帳所持者数の推移（判定別）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
A	1,112	1,018	1,051	1,042	1,088	1,214	163	1.2倍
B	1,039	929	962	970	1,015	1,121	159	1.2倍
合計	2,151	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成28年度(2016年度)末現在では2級が1,762人と全体の68.8%を占めて最も多くなっています。

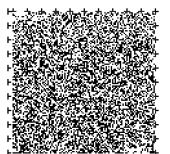
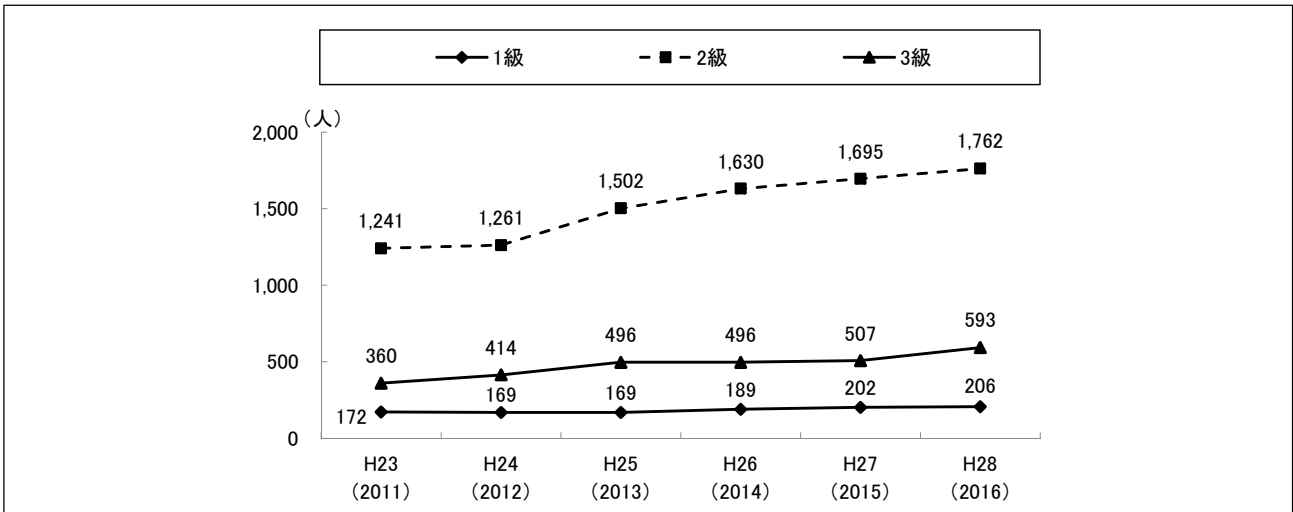
第2期計画策定時(平成25年度(2013年度))以降の推移をみると、1～3級いずれも増加傾向にあり、すべての等級において1.2倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	172	169	169	189	202	206	37	1.2倍
2級	1,241	1,261	1,502	1,630	1,695	1,762	260	1.2倍
3級	360	414	496	496	507	593	97	1.2倍
合計	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍

資料:障害者福祉課(各年度末現在)



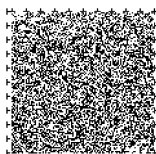
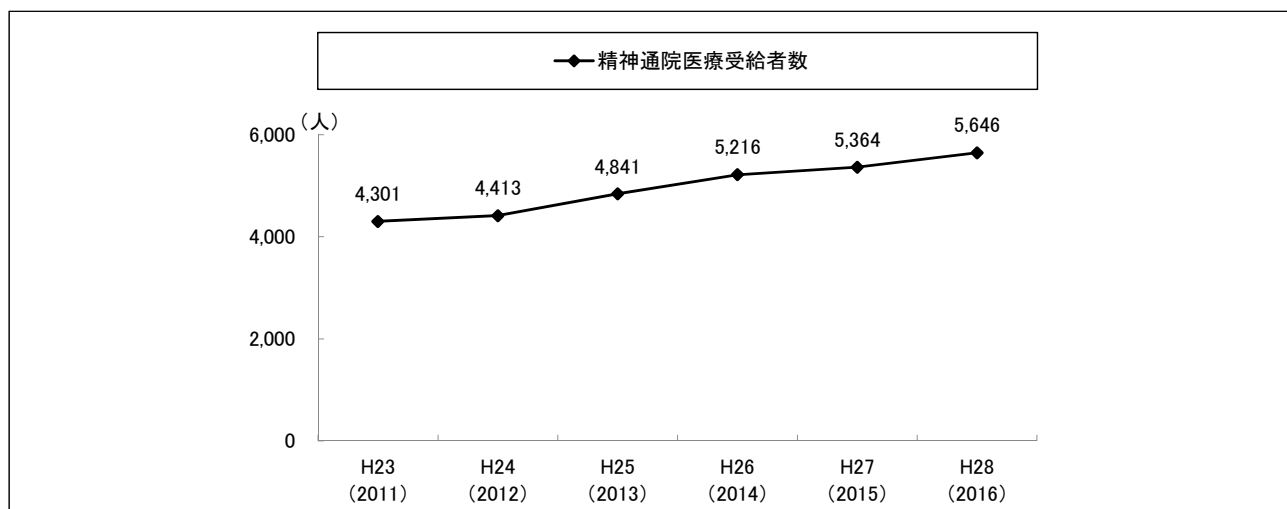
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成 28 年度（2016 年度）末現在で 5,646 人となっており、第 2 期計画策定時（平成 25 年度（2013 年度））から 805 人増加し、1.2 倍の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
精神通院医療受給者数	4,301	4,413	4,841	5,216	5,364	5,646	805	1.2倍

資料: 障害者福祉課 (各年度末現在)



(5) 発達障害の状況

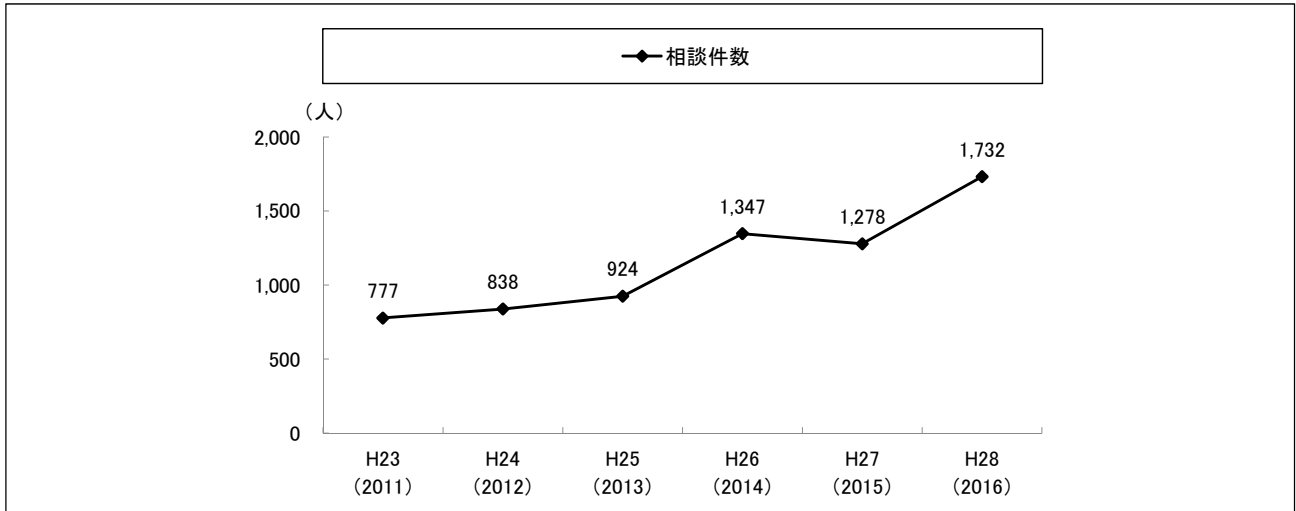
幼児教育研究所の相談件数も近年一貫して増加しており、平成28年度(2016年度)末現在で1,732件となっています。

【幼児教育研究所 相談件数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
相談件数	777	838	924	1,347	1,278	1,732

資料: 幼児教育研究所(各年度末現在)

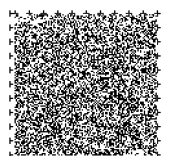
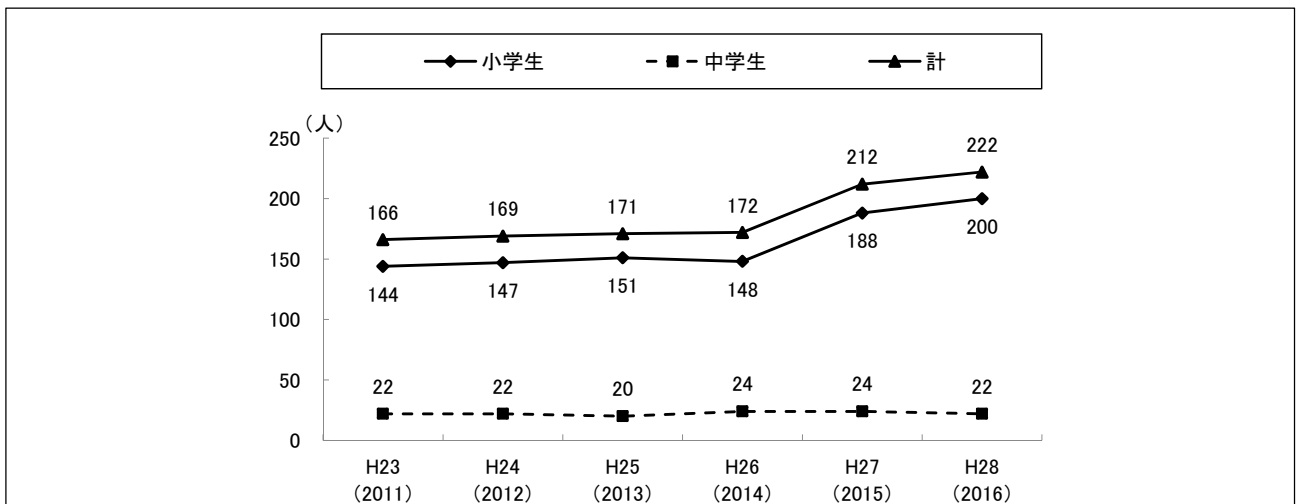


【通級指導教室 利用人数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
小学生	144	147	151	148	188	200
中学生	22	22	20	24	24	22
計	166	169	171	172	212	222

資料: 学校教育課(各年度末現在)



(6) 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数も近年増加傾向にあり、平成 28 年度（2016 年度）末現在で 2,361 人となっています。

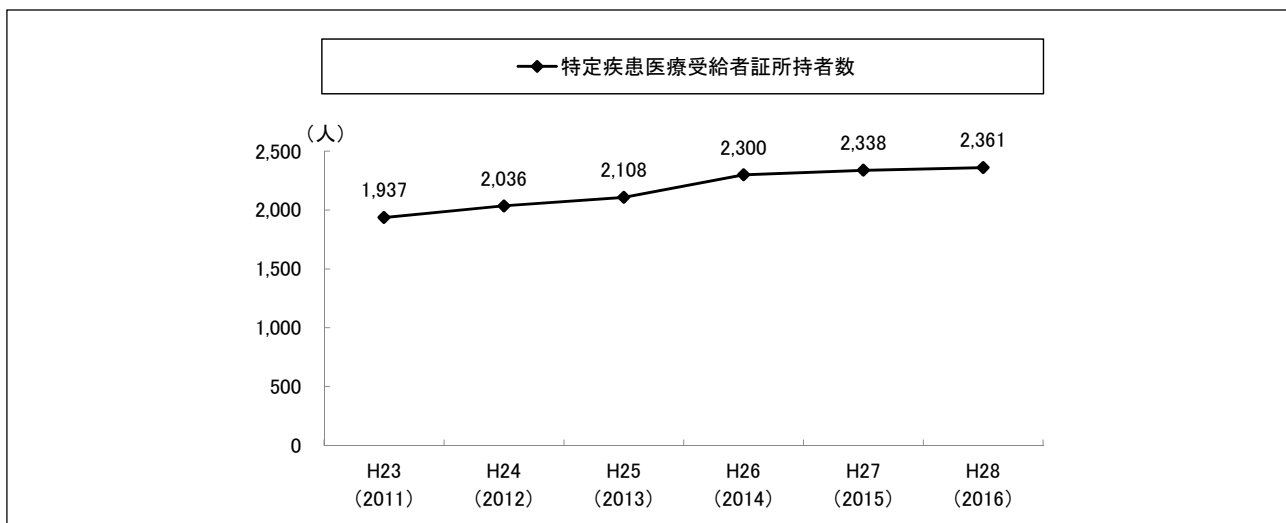
平成 28 年度（2016 年度）末現在の疾病群別内訳をみると、消化器系疾患（606 人）や神経・筋疾患（601 人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、潰瘍性大腸炎（404 人）やパーキンソン病関連疾患（280 人）などが多くなっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
特定疾患医療受給者証所持者数	1,937	2,036	2,108	2,300	2,338	2,361

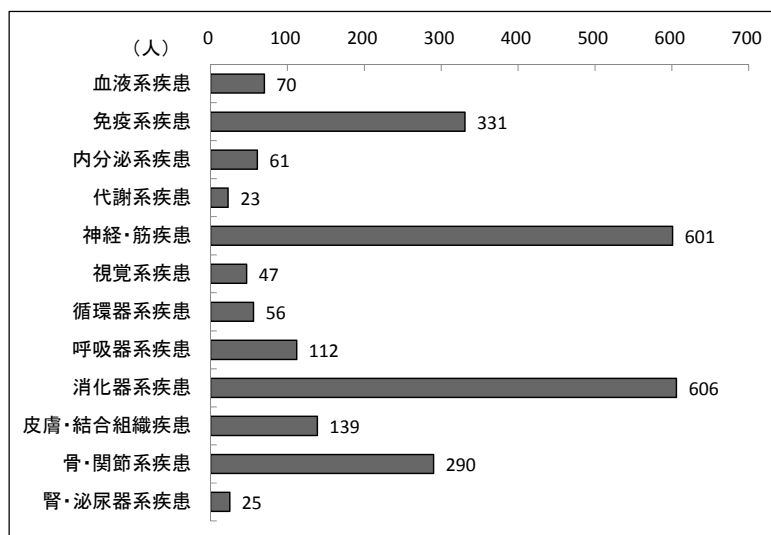
資料:健康推進課(各年度末現在)



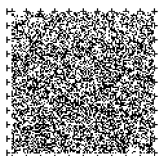
【特定疾患医療受給者証所持者の内訳（平成 28 年度（2016 年度））】

疾患群	人数(人)	構成比
血液系疾患	70	3.0%
免疫系疾患	331	14.0%
内分泌系疾患	61	2.6%
代謝系疾患	23	1.0%
神経・筋疾患	601	25.5%
視覚系疾患	47	2.0%
循環器系疾患	56	2.4%
呼吸器系疾患	112	4.7%
消化器系疾患	606	25.7%
皮膚・結合組織疾患	139	5.9%
骨・関節系疾患	290	12.3%
腎・泌尿器系疾患	25	1.1%
合計	2,361	1

資料:健康推進課(各年度末現在)



疾病名	疾患群	人数(人)
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	404
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	280
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	198
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	130
クローン病	消化器系疾患	130



3. 指定障害者福祉サービス事業所の状況

障害福祉サービスの提供体制の基盤となる、市内の指定障害者福祉サービス事業所の状況は、以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス事業所について

久留米市の居宅介護事業所は、ここ数年増加傾向にあります。居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。第4期計画期間中には利用者数は一貫して増加しており、今後の障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。

重度訪問介護も、近年事業所数は増加傾向にあります。利用者数の実績はほぼ一定である一方、利用時間数は一貫して増加しています。利用者が30人程度と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。第4期計画期間中の傾向や、利用要件が拡大（平成30年度(2018年度)から入院時の病室での利用可能）されたことも踏まえて、今後も増加が見込まれます。

一方、同行援護では、利用者数は一貫して増加しているものの、視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びになるものと考えられます。

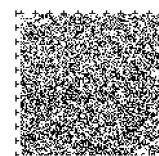
また、行動援護については、対応できる事業所が限られている（現在、市内に3事業所のみ）ため、その利用枠で利用量が頭打ちになっている可能性も考えられ、今後事業所の確保が必要です。

【訪問系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
居宅介護	50	55	60	20.0%
重度訪問介護	41	48	50	22.0%
同行援護	31	30	33	6.0%
行動援護	3	3	3	0.0%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0.0%

【訪問系サービス事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
居宅介護	60	0	3	6	5	14	9	13	6	1	1	2
重度訪問介護	50	0	2	5	2	12	8	12	5	1	1	2
同行援護	33	0	2	2	2	10	6	6	3	1	1	0
行動援護	3	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(2) 日中活動系サービス事業所について

久留米市の日中活動系サービス事業所は、療養介護、自立訓練（機能訓練）を除き増加傾向にあり、特に短期入所、就労継続支援（A型）については、伸びが大きくなっています。事業所の所在をみると、生活介護では、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況にあります。また療養介護は「ゆかり医療療育センター」のみの実施であり、短期入所については、本市の場合グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっているなど、今後の提供体制の確保が課題となっています。

一方で、就労継続支援（A型、B型）などでは比較的順調に事業所数が増加していますが、利用者数も増加している状況にあり、今後も事業所の動向を踏まえながら、対策を検討していく必要があります。

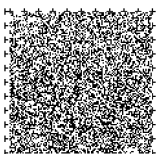
通所を伴う日中活動系サービス事業所については、居住地の近くでサービスを受けることができる環境が重要です。よって、地区ごとの人口等を勘案しながら、バランスの取れた整備を促進していくことが必要となります。

【日中活動系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
生活介護	23	22	25	9.0%
療養介護	1	1	1	0.0%
短期入所	19	19	25	32.0%
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0.0%
自立訓練（生活訓練）	6	5	7	17.0%
就労移行支援	10	11	11	10.0%
就労継続支援（A型）	21	24	27	29.0%
就労継続支援（B型）	28	29	30	7.0%

【日中活動系サービス事業所の地区別定員数】

種別	定員(人)	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
生活介護	906	50	81	82	106	5	10	47	30	160	135	200
療養介護	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
短期入所	39	1	5	0	6	0	0	0	0	8	7	12
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	82	0	0	0	6	0	26	44	0	0	6	0
就労移行支援	152	0	0	0	10	0	40	66	24	6	6	0
就労継続支援（A型）	485	40	20	80	75	30	40	150	40	10	0	0
就労継続支援（B型）	601	10	20	25	10	38	70	180	60	60	48	80



(3) 居住系サービス事業所について

共同生活援助事業所は、施設整備が確実に進んでおり、今後も利用は増加していくものと見込まれます。

施設入所については、国の地域移行に関する方針に基づき整備が制限されているため事業所数について増減はありませんが、入所者数の削減については目標を達成できませんでした。

今後、障害者の地域生活への移行や、親の高齢化に伴いグループホームの需要は一層高まることが予想されます、利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、多様な形態のグループホームが整備される必要があります。

【居住系サービス事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
共同生活援助	40	46	50	25.0%
施設入所	12	12	12	0.0%

【居住系サービス事業所の地区別定員数】

種別	定員(人)	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
共同生活援助	312	34	15	80	37	9	17	55	4	4	33	24
施設入所	519	0	50	0	70	0	0	0	0	120	75	204

(4) 相談支援事業所について

平成27年度(2015年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。平成29年度(2017年度)末現在、市内に28箇所の計画相談事業所がありますが、本市のサービス受給者数を勘案すると、まだ不足しているものと考えられます。

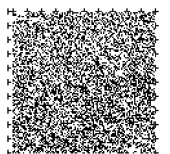
また、地域移行は進んでおり、実際に地域で生活する方は増えているものと考えられますが、地域移行支援や地域定着支援の利用者数は伸びていません。今後は施設からの退所や病院からの退院の際に、相談事業所につなぐことができるよう、制度の周知や事業所の周知に努めていくことが必要となっています。

【相談支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
計画相談支援	26	24	28	8.0%
地域移行支援	18	15	18	0.0%
地域定着支援	18	15	18	0.0%

【相談支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
計画相談支援	28	1	2	6	1	3	4	5	1	2	1	2
地域移行支援	18	0	2	4	1	2	3	4	0	0	1	1
地域定着支援	18	0	2	4	1	2	3	4	0	0	1	1



(5) 障害児通所支援事業所について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は、いずれも平成27年度（2015年度）末から平成28年度（2016年度）末にかけて増加の割合が高くなっています。

児童発達支援の利用者数は、平成28年（2016年）度末に急増し、今後も増加が見込まれることから、サービスの内容・質の確保に努めていく必要があります。

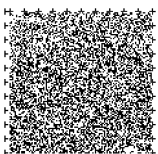
放課後等デイサービスは、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて利用が大きく伸びました。今後は微増での推移が見込まれるため、関係機関、法人等との調整を図りながら事業所の整備について取り組んでいく必要があります。また、保育所等訪問支援については、利用者数が平成27年度（2015年度）に急激に増加し、今後は微増での推移が見込まれます。事業所は、中央と東部に1か所ずつの設置にとどまっているため、今後の利用者の動向を見極めたうえ、関係機関、法人等との調整を図りながら事業所の整備について調整を図っていく必要があります。

【障害児通所支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
児童発達支援	10	16	16	60.0%
放課後等デイサービス	17	27	30	76.0%
保育所等訪問支援	2	2	2	0.0%
医療型児童発達支援	0	0	0	0.0%

【障害児通所支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
児童発達支援	16	0	0	2	3	2	2	3	1	2	0	1
放課後等デイサービス	30	0	1	3	5	4	6	4	2	2	2	1
保育所等訪問支援	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 児童相談支援事業所について

児童相談事業所については、平成 29 年度（2017 年度）末現在で市内に 18 か所あります。

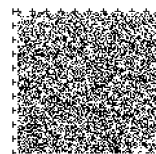
ニーズ調査やインタビュー調査の結果等を勘案すると、児童に関する相談のニーズは高く、また西部には事業所がないことから、今後はサービスの必要性を踏まえ、また地域による格差を解消できるよう、事業所の整備またはサービスの提供に関する調整等について、取り組みを進めていく必要があります。

【児童相談支援事業所数の推移】

種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	増減率
児童相談支援	16	16	18	13.0%

【児童相談支援事業所の地区別事業所数】

種別	事業所数	西A	西B	南西	南東	中央南	中央東	中央	北A	北B	東A	東B
児童相談支援	18	0	0	5	1	2	3	3	1	1	1	1

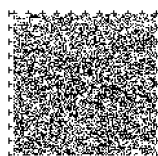


4. 第5期計画における見込み量一覧

第5期久留米市障害福祉計画・第1期久留米市障害児福祉計画の本編において活動指標として設定した、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所等支援事業、障害児相談支援及び地域生活支援事業の見込み量の一覧は、以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス・相談支援

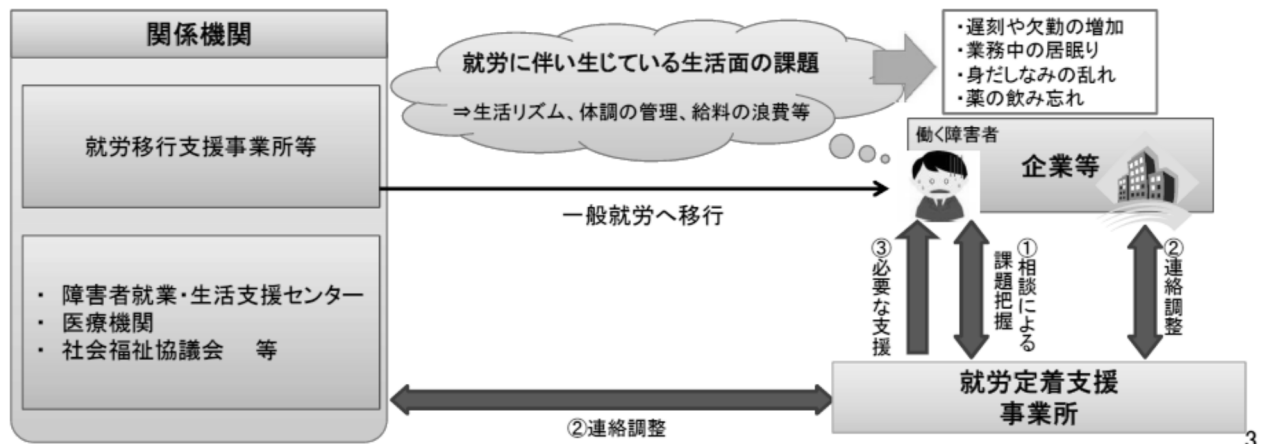
区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	訪問系サービス合計	時間/月	20,209	21,106	22,057
		利用見込数	858	858	1,010
	居宅介護	時間/月	12,296	12,665	13,045
	重度訪問介護	時間/月	6,266	6,580	6,909
	同行援護	時間/月	1,236	1,409	1,606
	行動援護	時間/月	411	452	497
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日/月	15,102	15,555	16,021
		利用見込数	761	784	807
	療養介護	人/月	100	103	106
	福祉型短期入所	人日/月	395	399	403
		利用見込数	100	102	104
	医療型短期入所	人日/月	112	122	132
		利用見込数	28	32	36
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	35	26	19
		利用見込数	2	2	1
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	491	481	471
		利用見込数	28	27	27
	宿泊型自立訓練	人日/月	300	303	306
		利用見込数	13	13	13
	就労移行支援	人日/月	1,962	2,060	2,163
		利用見込数	117	125	134
	就労継続支援（A型）	人日/月	8,773	9,299	9,578
利用見込数		448	475	489	
就労継続支援（B型）	人日/月	10,290	10,598	10,704	
	利用見込数	619	632	638	
就労定着支援	利用見込数	90	90	90	



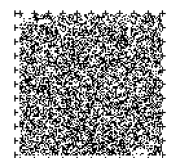
【新規サービスの概要】

○就労定着支援

対象者	支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。 ○ 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より



区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居住系	自立生活援助	人/月	20	20	20
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	331	364	400
	施設入所支援	人/月	362	360	358
相談支援	相談支援	人	2,443	2,596	2,719
	計画相談支援	人	2,416	2,566	2,686
	地域移行支援	人	12	13	14
	地域定着支援	人	15	17	19

【新規サービスの概要】

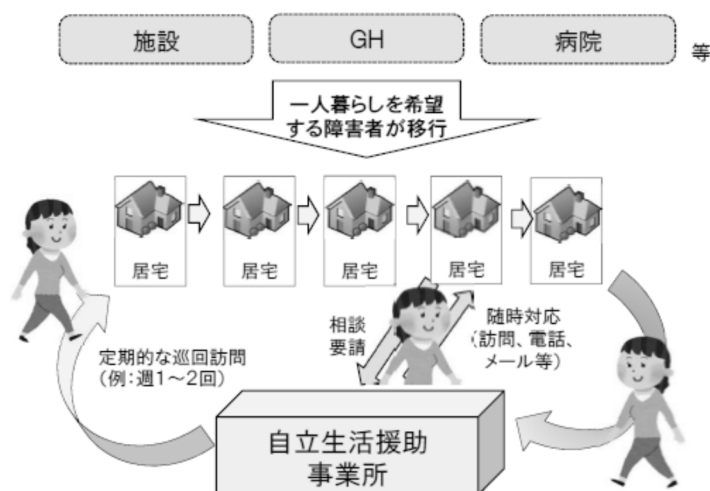
○自立生活援助

対象者

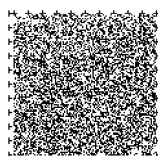
- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より



(2) 障害児福祉サービス・障害児相談支援等

区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	1,233	1,357	1,424
		利用見込数	121	135	143
	放課後等デイサービス	人日/月	7,870	9,523	10,570
		利用見込数	524	598	640
	保育所等訪問支援	人日/月	58	60	61
		利用見込数	35	39	41
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	20	20	20
		利用見込数	10	10	10
	医療型児童発達支援	人日/月	0	4	8
		利用見込数	0	1	2
支相談	障害児相談支援	人/月	456	496	526
医療的ケア児コーディネーター		人	2	2	2

【新規サービスの概要】

○居宅訪問型児童発達支援

対象者

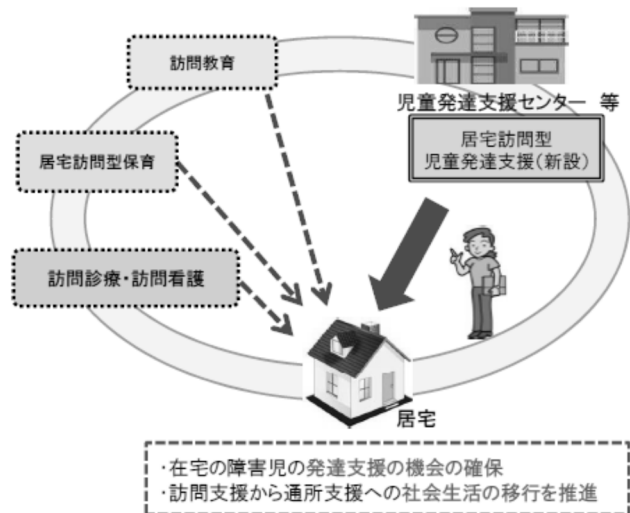
○ 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

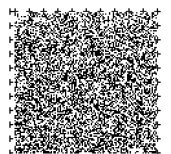
○ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

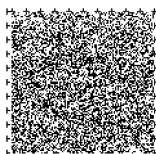


資料：社会保障審議会障害者部会（第80回）資料（厚生労働省）より

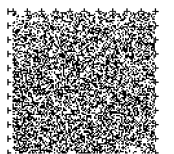


(3) 地域生活支援事業

区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成30年度	平成31年度	
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
	(3) 相談支援事業				
	①障害者相談支援事業	実施箇所	4	4	4
	②基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
	③市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	④住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有
	(4) 成年後見制度利用支援事業	人/年	6	7	8
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
	(6) 意思疎通支援事業				
	①手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2
	②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	550	570	590
	③重度障害者コミュニケーション支援事業	実施の有無	有	有	有
	④盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	件/年	30	30	30
	(7) 意思疎通支援者養成研修事業				
	①手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	講座等/年	3	3	3
		参加者/年	40	40	40
	②盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	参加者/年	20	20	20
	(8) 日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18
	②自立生活支援用具	件/年	80	80	80
	③在宅療養等支援用具	件/年	55	55	55
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	70	70	70
	⑤排泄管理支援用具	件/年	5,200	5,200	5,200
	⑥居宅生活動作補助用具	件/年	10	10	10
	(9) 移動支援事業	時間/月	3,180	3,240	3,300
人/月		265	270	275	
(10) 地域活動支援センター					
①基礎的事業	実施箇所	12	12	12	
	I型	実施箇所	2	2	2
		II型	実施箇所	0	0
		III型	実施箇所	8(2)	8(2)
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所	1	1	1	
(12) 地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	1	1	1	



区分	サービス名	必要量見込み			
		単位	平成 30年度	平成 31年度	
任意事業 (その他の事業)	(13) 訪問入浴サービス事業	人/月	35	38	41
	(14) 日中一時支援事業	人日/月	535	529	523
		人/年	105	103	101
	①日中一時支援型	人日/月	150	144	138
		人/年	50	48	46
	②障害児タイムケア型	人日/月	385	385	385
		人/年	55	55	55
	(15) 社会参加促進事業				
	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	事業数/年	8	8	8
		参加者/年	600	600	600
②福祉ホーム事業	人/年	1	1	1	



5. 用語解説

さ行

●児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障と積極的増進を基本精神とする総合的法律。同法では、児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとされており、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任等について定められている。

●社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

●障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

●障害者総合支援法

障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年（2005）年、障害者自立支援法として制定。平成 24 年（2012）に改正・改題。

た行

●地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいや医療、介護、生活支援等を一体的に提供する仕組みや体制のこと。

